

○松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第147号

改正 平成28年3月31日告示第128号

平成29年3月31日告示第83号

平成30年3月30日告示第56号

令和2年4月1日告示第93号

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、既存木造住宅の内部に耐震シェルター等を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱(平成16年告示第292号。以下「耐震改修補助金交付要綱」という。)第2条第1号に規定する住宅をいう。

(2) 耐震シェルター等 既存木造住宅の内部に組み立てる箱型の耐震装置又は既存木造住宅の内部に設置する上部に耐震保護機能を有するベッドで、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有するもののうち、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、松本市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱(平成16年告示第291号。以下「耐震診断実施要綱」という。)第4条第1号に規定する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と判定された既存木造住宅(既に耐震改修補助金交付要綱第3条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付の対象となったもの又は当該事業によらずに耐震性能を向上させるための補強工事を実施したものを除く。以下「補助対象住宅」という。)の1階部分に耐震シェルター等を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震シェル

タ一等の購入費、運搬費、工事費その他補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に現に居住する主としてその収入により生計を維持する者で、この住宅について補助対象事業を行う者であること。
- (2) 補助対象住宅について、耐震改修補助金交付要綱第3条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付の申請をし、又はしようとする者でないこと。
- (3) 補助金の交付の申請をする日の属する年の前年の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。)が、1,200万円以下であること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断実施要綱第4条第1号に規定する耐震診断による耐震診断報告書の写し
- (2) 施工予定業者が発行した補助対象経費の見積書の写し
- (3) 耐震シェルター等を設置しようとする箇所の写真及び見取図
- (4) 所得証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第7条に規定する申請書又は書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとするときは、あらかじめ松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更承認申請書(様式第3号)に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなけれ

ばならない。

(1) 補助対象事業の内容

(2) 補助対象経費の額

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事前着手の禁止）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知又は前条第2項の規定による通知を受けるまでは、補助対象事業（契約の締結を含む。）に着手してはならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業中止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工業者と締結した補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 施工業者が発行した補助対象経費の領収書の写し

(3) 耐震シェルター等を設置した箇所の写真（施工中及び施工後の状態を撮影したもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する交付の決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、補助金の額を確定したときは、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、松本市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（重複補助の排除）

第15条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて当該補助金及び耐震改修補助金交付要綱第3条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付を受けることができない。

2 この事業により補助金の交付の対象となった住宅は、重ねて当該補助金及び耐震改修補助金交付要綱第3条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付の対象とすることができない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年3月31日告示第128号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第83号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第56号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第93号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。